

最上町農業委員会第12回総会議事録

日 時 平成30年5月25日(金) 午前10時00分～
場 所 最上町役場3階第1会議室
招 集 者 最上町農業委員会 会長 後藤一男

日程第1 会期の決定について
日程第2 議事録署名委員の指定について
日程第3 議案

1. 出席委員(12名)

1番 庄司千賀夫	2番 齊藤則子	3番 中 畠 聡
4番 奥山定次郎	5番 渡部浩栄	6番 高橋光廣
7番 五十嵐一春	8番 奥山勝明	9番 渡邊紀栄
10番 小林吉雄	11番 二戸孝一	12番 後藤一男

2. 欠席委員(0名)

3. 会議に出席した職員

事務局長 大場 晃 事務局次長 荒木広康
事務筆耕 大澤真由美

4. 会議に付議した事項

議事 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請の承認について

議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請の承認について

議案第3号 最上町農用地利用集積計画について

【開 会】

議 長 : ただ今より、平成 30 年度最上町農業委員会第 12 回総会を開会いたします。本日は全員出席しておりますので本総会は成立いたします。

【会期の決定】

議 長 : 日程第 1、会期の決定について議題といたします。お諮りいたします。会期は本日限りといたします。これに異議はございませんか。

(異議なしの声)

全員異議なしと認めます。よって、会期は本日 1 日限りと決定いたしました。

【議事録署名委員の指名】

議 長 : 日程第 2、最上町農業委員会会議規則第 14 条第 2 項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議はございませんか。

(異議なしの声)

ご異議なしと認めます。それでは、1 番委員、2 番委員兩名をお願いいたします。それでは、日程第 3、議事に入ります。

【議 事】

議 長 : 報告第 1 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について」事務局の説明をお願いいたします。

事 務 局 : 報告第 1 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について」説明いたします。農地法第 18 条第 6 項の規定による通知があったので、受理したものである。平成 30 年 5 月 25 日提出。

(報告第 1 号 朗読説明 1 件)

議 長 : ただ今報告第 1 号について事務局より説明がありました。このことについて、ご意見、ご質問を受け付けます。ご質疑はございませんか。ないようですので、農地法第 18 条第 6 項の規定による通知については、報告

のとおりといたします。次に、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請承認について」事務局より説明をお願いいたします。

事務局： 議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」農地法第3条の規定による許可申請書の提出が下記のとおりあったので、同条第1項の規定により可否を決定しようとするものである。平成30年5月25日提出。

(議案第1号について朗読説明2件)

議長： 議案第1号について事務局より説明がありました。1番については調査員報告がございます。4番委員お願いします。

4番委員： 所有者のお孫さんが新規就農をするということで、現在、サトイモを作付けしていて、その後、アスパラの作付けを考えているが、ここはアスパラには向いていない農地なので、来年度に暗渠工事をおこなうということです。以上です。

議長： ご苦労様でした。議案第1号についてご質問、ご意見のある方は挙手をお願いいたします。

(8番委員挙手)

8番委員： 新規就農は、どの作物で申請するのですか。

事務局： アスパラの実績があるまで、サトイモである程度の収入を得ながらですが、いずれはアスパラにシフトしていきたいとのことです。なお、6月に審査会を開く予定です。

議長： 審査会では、しっかりとした審査のもとで、作物にも配慮したいと思います。ほかにありませんか。無いようですので、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

全員賛成と認めます。よって、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」は、原案のとおり決定いたしました。次に、議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請について」事務局の説明をお願いいたします。

事務局： 議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請について」農地法第5

条の規定による許可申請書の提出があったので、同法施行規則第6条第2項の規定により意見を附して知事に進達しようとするものである。平成30年5月25日提出。

(議案第2号 朗読説明1件)

議長 : ご苦労様です。議案第2号については、調査員報告がございます。7番委員をお願いします。

7番委員 : 事務局と調査に行ってきました。以前より転作田としてソバの作付けをしていたようでした。冬期間は雪置場で隣の農地には影響はないと判断してきました。以上です。

議長 : ご苦労様でした。それでは、議案第2号についてご質問、ご意見のある方は挙手をお願いいたします。

(4番委員挙手)

4番委員 : 許可後に建物の建築をしたりはしないのか。

事務局 : 申請内容は資材置場と駐車場です。建物の申請はないですが、注意をしたいと思います。

(2番委員挙手)

2番委員 : 以前、住宅の建築の為に転用申請をしたのに、住宅の建築が行われていないということがありました。今後、農業委員として、許可後の農地の確認や指導が必要なのではないでしょうか。

議長 : 農業委員や推進委員は今後、申請後の確認・指導が必要だと思います。それでは、他にありませんか。無いようですので、議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請について」賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

全員賛成と認めます。よって、議案第2号は原案のとおり承認されました。次に、議案第3号「最上町農用地利用集積計画について」事務局の説明をお願いいたします。

事務局 : 議案第3号「農用地利用集積計画について」農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画について、同法第18条第1項の規定により意

見の決定をしようとするものである。平成30年5月25日提出。

(議案第3号 朗読説明6件)

議長：ただ今事務局より、議案第3号「農用地利用集積計画について」6件の議案がありますが、1番と5番は当事者がおりますので、2番から4番と6番の案件について審議をお願いいたします。質疑はございませんか。
ないようですので議案第3号の2番から4番と6番の案件につきまして採決いたします。議案第3号について原案のとおり決定する事に賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

全員賛成と認めます。よって議案第3号の2番から4番と6番までは原案のとおり決定いたしました。続きまして、1番の案件ですが、会議規則第11条により当事者退席の審議となっております。

(当事者退席)

それでは、議案第3号の1番の案件について質疑をお願いいたします。ございませんか。

議長：ないようでしたら、採決をいたします。議案第3号の1番について賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

全員賛成と認めます。よって、議案第3号の1番については、原案のとおり承認されました。

(退席者着席)

続きまして、5番の案件ですが、会議規則第11条により当事者退席の審議となっております。

(当事者退席)

それでは、議案第3号の5番の案件について質疑をお願いいたします。ございませんか。ないようでしたら、採決をいたします。議案第3号の1番について賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

全員賛成と認めます。よって、議案第3号の5番については、原案のとおり承認されました。

(退席者着席)

【閉 会】

議長：以上で本日の議案審議、並びに報告事項はすべて終了いたしました。よって、平成30年度最上町農業委員会第12回総会を閉会いたします。